

新潟市中央卸売市場仲卸業務の許可等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 仲卸業務の許可又は仲卸業者の事業の譲受け、合併、分割若しくは相続の認可等については、新潟市中央卸売市場業務条例（令和2年条例第5号。以下「条例」という。）第23条から第32条及び同条例施行規則（令和2年規則第36号。以下「規則」という。）第14条から第23条に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(認定基準)

第2条 条例第25条第4項第4号に規定する知識、経験及び資力信用を有する者の認定は次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 法人の場合

ア 法人設立後3年以上を経過していること。ただし、合併又は分割にかか
る場合はこの限りでない。

イ 法人のため常時売買に参加する者が、市場の取扱品目の部類に属する物品
の取引業務に3年以上の経験を有し、かつ申請日現在、満20歳以上である
こと。

ウ 資産内容が良好なこと。ただし、合併又は分割にかか
る場合はこの限りでない。

エ 市場の関係業者に対し、著しく遅延した支払債務のないこと。

オ 卸売業者との間で、売買取引に関する契約を締結できる信用があること。
または、代払業務を行なっている組合等の保証契約を締結できる信用がある
こと。

(2) 個人の場合

ア 申請日現在、満20歳以上の者であること。

イ 市場の取扱品目の部類に属する物品について、その取引業務に3年以上
の経験を有していること。

ウ 仲卸業務の資金として十分な資産を保有していること。ただし、相続に係
る場合はこの限りでない。

エ 前号のエ、オを準用する。

(意見聴取)

第3条 規則第15条第2項の規定に基づき、卸売業者に対し意見聴取した結果、
市場取引において問題ないと認められるものでなければならない。

(廃止手続)

第4条 仲卸業務の許可又は仲卸業者の事業の譲受け、合併、分割若しくは相続の
認可を受けようとする者が、現に市場の売買参加者である場合、許可又は認可の
前日までに卸売業者から卸売を受けることを廃止した旨を市長に届け出なければ
ならない。

(その他)

第5条 仲卸業務の許可又は仲卸業者の事業の譲受け，合併，分割若しくは相続の認可について，市場における流通秩序の保持と効率的な運営を図るため必要があると認めるときは，条件を付することができる。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年6月21日から施行する。